

# 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会 議事概要

日時：令和7年11月13日（木）10:00～

会場：高知共済会館 4階「浜木綿」

\*\*\*\*\* 出席者 \*\*\*\*\*

【委員】	5名全員出席
【応募団体】	1名（高知県漁業協同組合）
【傍聴者】	0名
【事務局（漁港漁場課）】	3名

\*\*\*\*\* 議事 \*\*\*\*\*

## 1 開会（10:00）

## 2 漁港漁場課長あいさつ

指定管理者制度導入後、利用者の利便性等が向上した旨を述べるとともに、新たな指定管理者と連携して、係留施設の見直しや施設整備を進める構えであることを説明。

## 3 委員会成立の報告及び会議の公開に関する説明（事務局）

### （1）委員会成立についての報告

5名の委員全員の出席により、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱第3条第4項の委員会成立要件である「委員の半数以上の出席」を充足。

### （2）会議の公開に関する説明

県が定める「審議会等の会議の公開に関する指針」を踏まえ、①傍聴希望者5名以内の傍聴を認め、②会議中であっても傍聴席に余裕がある限りは傍聴可能とする。ただし、高知県情報公開条例で保護されるべき情報、特に、応募団体の事業運営上の地位や正当な利益を害すると認められる情報等について審議される可能性がある「応募団体と委員との質疑応答」及び「委員による審査」については非公開とし、傍聴者には一時退場していただく。

また、県が定めている「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」を踏まえ、委員会で決定された指定管理者候補者の名称、総得点並びに選定委員会の議事の概要等は、委員会終了後速やかに漁港漁場課のホームページで公開する。

#### 4 委員長の選出

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱第2条第3項の規定により、委員の互選で委員長を選出。

#### 5 審査方法等の説明（事務局）

- (1) 応募団体からのプレゼンテーション及び質疑応答により、応募団体の業務計画等の概要を再確認の上、「審査表」の「審査内容」と照らし合わせて採点を願いたい。
- (2) 県への納付提案額については、応募が1者のみで比較対象がないため、応募団体の得点は満点（25点）となる。
- (3) 指定管理者の候補者の選定については、今回は応募が1者のみであるため、採点集計後、再度ご協議を願いたい。ただし、評点の最低制限基準は500点満点で350点であるので、これに達していない場合は、候補者に選定することはできない。
- (4) 決定された指定管理者候補者の名称及び総得点は、漁港漁場課のホームページで公開。また、県民からの情報開示請求があった場合は、開示・非開示を判断した上で、開示できる箇所を開示。

#### 6 応募団体のプレゼンテーション（高知県漁業協同組合）

指定管理業務を直接担当する宇佐統括支所に関して以下の点を説明。

- (1) 宇佐統括支所は「統括支所」という名の下で、深浦、池ノ浦、久通、上ノ加江、矢井賀及び志和の6支所を統括。令和6年度で水揚げが約3億8千万円（約900トン）、黒字額約4600万円を計上。
- (2) 宇佐漁港に現在係留する漁船数は約250隻、プレジャーボートは約300隻。平成22年4月から指定管理業務を担っているが、漁協という立場で港のさまざまな事情等を熟知しており、行政や海保などとも連携して、日常的に迅速に対応できる体制が整っている。

#### 7 質疑応答

##### (1) 港内・港外における事故の発生及びその対応等について

港外での事故、特に人や船が流されるような事故が発生した場合は「水難救済会」と連携して捜索等に対応。また、船の故障についても警察や消防等からも要請があれば出動することになる。しかし、プレジャーボートに関しては、港外の事故はあまりない。

プレジャーボートに関して一番多いのは、港内に係留した船の沈没。プレジャーボートは、利用時以外は24時間港内に係留しているが、満潮・干潮等の中で沈没が発生することがある。

ただし、沈没船が発生した場合、所有者へのアドバイスは可能だが、船の引き上げ等は所有者自身が専門業者に依頼して対応することになる。

## **(2) プレジャーボート利用者と漁業者とのトラブルについて**

港内においては（プレジャーボートの利用者が漁港のルール等は承知している等の事情もあり）、トラブルが発生することはない。

## **(3) プレジャーボート隻数の減少傾向の背景について**

プレジャーボート隻数が全体として減っていると言うよりも、利用申込みがあっても係留できないという事情が大きい。近年、船が大型化してきているが、現状のプレジャーボート係留設備では受入れが困難となって、申込みを断るケースもある。

## **(4) 沈没船の発生及びその対応等について**

沈没船は、プレジャーボートでも若干数は発生。その際、所有者が行方不明で連絡がつかない場合もある。

毎年、施設利用料の請求書を送り、それで納付いただいているが、住所移転先や連絡先なため利用料が未納となるケースもある。そのような場合は、中央西土木事務所と連携して所有者の追跡調査等を行う。

## **8 委員による審査**

各委員が「審査表」に評点を記入。

採点方法等に関する質問事項については事務局が対応。

## **9 審査結果の集計、報告**

事務局が各委員から「審査表」を回収の上、評点数をダブルチェックで集計。

委員長から、応募団体（高知県漁業協同組合）の合計評点数は500点満点中の478点であり、「最低制限基準」を充足していることを報告。

委員協議の結果、高知県漁業協同組合を宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者の候補者として選定することに決定。

## **10 閉会**

### **(1) 資料回収の説明（事務局）**

### **(2) 漁港漁場課長あいさつ**

令和7年12月高知県議会定例会以降に想定される日程等を説明。

### **(3) 閉会（10:45）**